

国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に  
従事する職員就業規則

平成19年11月26日  
19経教規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第5項の規定に基づき、文部科学省の大学改革推進等補助事業「新しい地球人養成プログラム」に係る経費を雇用財源とし、企画・調整・連絡業務を行う事務職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、学生活動支援推進員(以下、「推進員」という。)とする。

(雇用期間)

第3条 推進員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

(雇用契約の更新)

第4条 推進員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成23年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(雇用年齢)

第5条 推進員の当初雇用時の年齢は、採用日の属する年度の末日で、満65歳を限度とする。  
2 推進員は、当該事業計画が終了するまでの間、満65歳を超えて引き続き雇用することができるものとする。

(給与)

第6条 推進員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

第7条 推進員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。

(退職手当)

第8条 推進員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第9条 推進員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月26日から施行し、平成19年11月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第7条関係)

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで